

まちづくりの目標



目標 5

つながり、学び合うまちづくり
人と地域の力で豊かな心を育み、

人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ

施策・基本計画

1 学習活動の充実

- 1 生涯学習機会の充実
- 2 生涯学習関連施設の充実
- 3 図書館機能の充実



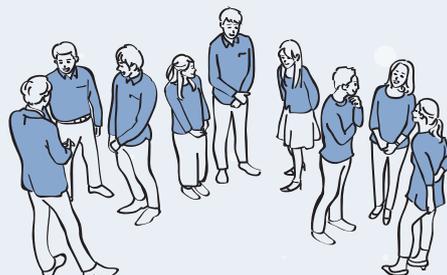
4 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実

- 1 別子銅山近代化産業遺産の保存活用・整備の推進
- 2 別子銅山の歴史の伝承・情報発信
- 3 多喜浜塩田文化の保存・継承



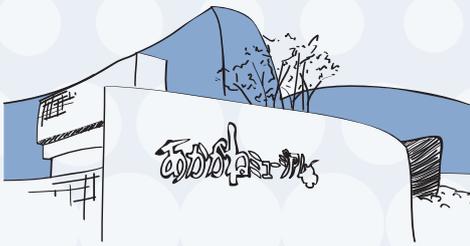
7 地域コミュニティの充実

- 1 地域コミュニティ活動への支援
- 2 地域再編への体制づくり



2 文化芸術の振興と歴史文化の継承

- 1 文化芸術活動の推進
- 2 文化財・伝統文化の保存と歴史文化の継承



4 質の高い教育をみんなに

11 住み続けられるまちづくりを

17 パートナシップで目標を達成しよう

3 スポーツの振興と競技力の向上

- 1 生涯スポーツの振興
- 2 競技スポーツの振興
- 3 施設環境の整備



3 すべての人に健康と福祉を

17 パートナシップで目標を達成しよう

5 人権の尊重

- 1 社会における人権・同和教育及び啓発の推進
- 2 学校における人権・同和教育の推進
- 3 人権擁護体制の充実



4 質の高い教育をみんなに

5 ジェンダー平等を實現しよう

10 人や国の不平等をなくそう

11 住み続けられるまちづくりを

16 平和と公正をすべての人に

17 パートナシップで目標を達成しよう

6 男女共同参画社会の形成

- 1 男女共同参画社会の推進
- 2 DV対策の推進



5 ジェンダー平等を實現しよう

10 人や国の不平等をなくそう

16 平和と公正をすべての人に

8 多様な主体による協働の推進

- 1 協働のまちづくりを推進する体制づくり
- 2 市民のまちづくり活動への支援



5 ジェンダー平等を實現しよう

10 人や国の不平等をなくそう

17 パートナシップで目標を達成しよう

9 国際化の推進

- 1 国際交流の推進
- 2 多文化共生社会の推進
- 3 国際化を進める体制づくり



5 ジェンダー平等を實現しよう

10 人や国の不平等をなくそう

16 平和と公正をすべての人に

17 パートナシップで目標を達成しよう

まじりの目標の
人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ



施策5-1 学習活動の充実

現況と課題

- ① 公民館や交流センター、生涯学習センター等では、市民の多様な学習要求に応えるため、様々な講座等を開設していますが、一部の講座は、参加者が固定化・高齢化しており、参加者数も減少傾向にあります。

今後は地域や高等教育機関等と連携し、社会の必要課題に対応した魅力的な講座等を開設すること、その成果を活かせる場所を作ることが求められています。

また、地域の伝統文化や歴史を、次の世代へ継承するため、小中学校等と連携し、学習機会の提供に努める必要があります。
- ② 人生100年時代を迎え、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことができる生涯学習社会の実現を目指すためには、学習活動の拠点となる公民館等の計画的な維持管理、老朽化対策を行っていく必要があります。
- ③ 図書館は、幅広い年代が集い学べる、市内最大の情報拠点施設であるため、時代の変化・市民ニーズに対応した資料の充実、学習機会の提供に努める必要があります。また、利用者の利便性向上を図るため、老朽化した施設整備・設備の計画的な修繕・維持管理を行っていく必要があります。図書館の利用者は減少傾向にあるため、図書館の価値・魅力を広くPRし、入館者の増加を目指す必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
公民館等における講座参加者の満足度	- (令和元年度)	90% (令和12年度)
公民館等の施設利用者の満足度	- (令和元年度)	80% (令和12年度)
図書館来館者数	223,616人 (令和元年度)	235,000人 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画5-1-1 生涯学習機会の充実

取組方針

- 地域住民の要望や時代のニーズに合った講座等を開催します。
- 生涯学習施設で学んだことを還元し、活躍できる場所をつくります。
- 小中学校等と連携し、地域の歴史・伝統文化について学ぶ機会を提供します。
- 愛媛大学、松山大学、新居浜高専等と連携した事業等を実施します。

取組内容

- 公民館等の学級・講座の開催
- 生涯学習大学講座の開催
- 高齢者生きがい創造学園講座の開催
- 校区夏祭り・文化祭等の開催支援
- 地域の伝統・歴史を伝承するための事業開催
- 小中学校におけるふるさと学習の支援 など



基本計画5-1-2 生涯学習関連施設の充実

取組方針

- 公共施設再編計画等に基づき、計画的な施設・設備の修繕、維持管理を行います。
- 生涯活躍のまち基本構想に基づき、新たな拠点施設を整備し、活用します。

取組内容

- 公民館、交流センター等の環境整備
- 生涯学習センター・高齢者生きがい創造学園の機能維持
- 生涯活躍のまち拠点施設を活用した多世代交流の促進と産業振興 など



基本計画5-1-3 図書館機能の充実

取組方針

- 時代の変化、市民ニーズに対応した資料を収集し、講座・セミナー等を開催します。
- 図書館未利用者に対し、図書館の魅力をPRし、利用促進を図ります。
- 図書館の長期的な維持管理計画を策定し、計画的な修繕等を実施します。

取組内容

- 時代の変化、市民ニーズに対応した資料収集、情報発信
- 他機関と連携した講座・セミナー等の開催
- 企画事業（子ども向け行事など）の実施
- 施設の計画的な維持管理 など



生涯活躍のまち拠点施設完成イメージ（旧若宮小学校）



生涯学習大学講座（松山大学公開講座）

関係計画

- 新居浜市生涯活躍のまち基本構想（平成28年度）
- 新居浜市生涯活躍のまち事業推進計画（平成29年度）
- 若宮小学校施設活用基本計画（平成30年度）
- 新居浜市公共施設再編計画（平成30年度）



施策5-2 文化芸術の振興と歴史文化の継承

現況と課題

- ① 本市では、多くの市民が文化を身近に感じ、創作、鑑賞など、様々な文化活動ができるまちを目指し、文化芸術に触れるための環境の整備、機会の充実を図ってきました。

また、本市には令和元年度に創立70周年を迎えた新居浜文化協会があり、本市の文化芸術活動推進の牽引役となっていますが、担い手となっている文化芸術団体には、高齢化・会員減少・活動場所の不足等の課題が顕著となっており、今後も継続的に団体等が活動できるよう、活動支援を行う必要があります。

今後においても、多くの市民、特に、次代を担う子どもたちが豊かな感性を育み、意欲と才能を伸ばすためには、より一層、文化芸術に触れる機会の拡充に努める必要があります。

また、平成27年度にあかがねミュージアムが建設され、本市における文化芸術活動の拠点となっている一方、市民文化センターの目標耐用年数（65年）は残り10年を切っており、老朽化が進んでいるため、建替えの時期や場所、新施設の規模等について早期に検討、決定し、新たな施設建設に着手する必要があります。

- ② 本市には、多様な歴史遺産や文化財が残っており、郷土芸能など地域に伝わる伝統文化もあります。貴重な文化財や伝統文化を次の世代に残し、継承していくためには、文化財や地域の伝統文化の価値や面白さを多くの方に知ってもらう必要があります。そのため、文化財をわかりやすく紹介することや、文化財を市民の財産として有効に活用することが求められています。

また、地域とともに文化財を保存・活用し、まちづくりに活かすことを定めた改正文化財保護法が平成31年4月に施行されました。今後、愛媛県が策定する「文化財保存活用大綱」を勘案し、「新居浜市文化財保存活用地域計画」の策定について検討する必要があります。

そのため、担い手が減少する伝統文化をいかにして継承していくかということに加え、文化財を専門的に調査解説することができる人材の育成も喫緊の課題となっています。

また、過去2度にわたり、新居浜市史が刊行されていますが、新たな学問成果や史料に基づいた新しい市史の編さんを求める声があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
文化芸術施設利用者数	345,945人 (令和元年度)	415,000人 (令和12年度)
文化財指定登録件数	100件 (令和元年度)	110件 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

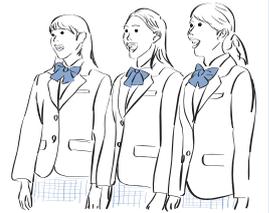
基本計画 5-2-1 文化芸術活動の推進

取組方針

- 市民が様々な文化活動を行えるよう、環境の整備、機会の拡充に努めます。
- 文化芸術活動に取り組む団体と連携し、活動を支援します。
- 老朽化した市民文化センターに代わる新たな施設整備に着手します。

取組内容

- あかがねミュージアム等での文化芸術事業の充実
- 市民文化祭、市展や様々な分野のアウトリーチ活動*の実施
- SDGs をテーマに子どもたちを対象とした国際公募型美術展の開催
- ミュージアムボランティアの充実及びあかがねジュニア学芸員の育成
- 新施設の基本構想、基本計画等の策定、整備推進 など



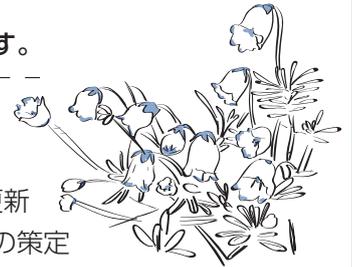
基本計画 5-2-2 文化財・伝統文化の保存と歴史文化の継承

取組方針

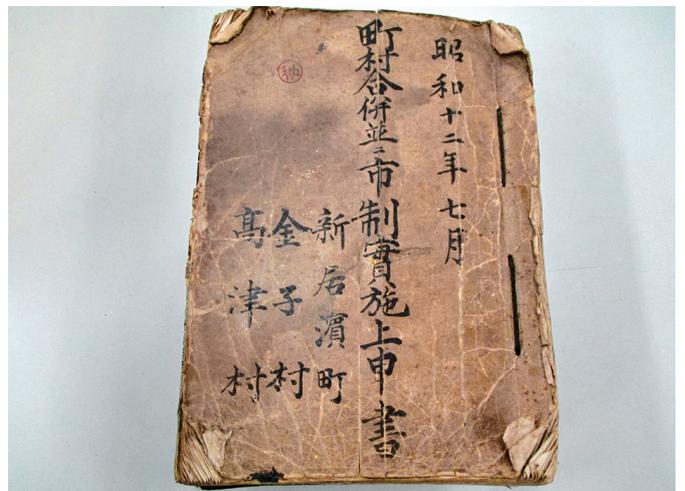
- 文化財の適切な保存、継承、整備に努めます。
- 地域に伝わる伝統文化の保存、伝承活動を支援します。
- 新居浜市史編さん基本方針に基づき、市史編さん事業を進めます。

取組内容

- 「銅山峰のツガザクラ群落」の保存活用計画の策定
- 歴史資料等の適切な保存管理と公開
- 文化財の管理者への支援 ● 「新居浜の文化財（冊子）」の更新
- 郷土芸能発表会の開催 ● 新居浜市文化財保存活用地域計画の策定
- 市史編さん事業の推進 など



SDGs アート・フェスティバル



新居浜市が市制を施行した際の上申書

関係計画

- 新居浜市文化芸術振興計画（平成30年度）
- 新居浜市市史編さん基本方針（令和元年度）



施策5-3 スポーツの振興と競技力の向上

現況と課題

- ① 日常からスポーツに親しんでいる人は年々減少傾向にあり、また、子どもの体力も低下傾向にあります。こうした状況の背景には、ライフスタイルの多様化や、地域コミュニティの希薄化による地域スポーツ活動が低迷している状況があり、その状況を改善するための取組が必要となっています。
- ② 競技スポーツにおいては、近年、全国規模の大会へ出場する選手等が増加しており、より一層の競技力向上を図るため、指導者の育成や、選手等の経済的負担の軽減が求められています。
- ③ 体育施設の老朽化が進んでいるため、計画的な改修等を行う必要があります。
また、現在の施設の規模・仕様では、プロスポーツや全国大会等の開催ができないため、現施設の使用可能年数等を踏まえ、新居浜市総合運動公園構想に基づく、施設整備を検討する必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
成人の週1回以上の運動実施率	47.1% (令和元年度)	65% (令和12年度)
全国大会出場大会数	144件 (令和元年度)	160件 (令和12年度)
全国規模の大会やプロスポーツの開催回数	4回 (令和元年度)	5回 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

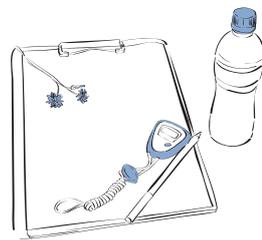
基本計画5-3-1 生涯スポーツの振興

取組方針

- 多くの市民が体を動かす機会、場所を提供します。
- 地域における指導者の育成に取り組みます。

取組内容

- 各校区の体育振興会等に関する活動支援
- 各種スポーツ大会、教室の開催 など



基本計画5-3-2 競技スポーツの振興

取組方針

- 競技スポーツにおける指導者の育成や、全国大会に出場する選手等への支援を行います。
- ジュニアスポーツからトップアスリートまで一貫した育成に取り組みます。

取組内容

- トップアスリート育成事業の実施
- 全国大会出場者等に関する奨励金の支出
- 種目協会に関する活動支援 など



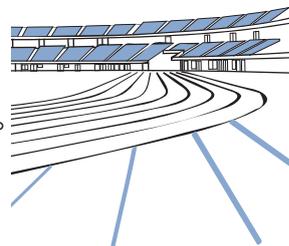
基本計画5-3-3 施設環境の整備

取組方針

- 市民が気軽にスポーツを楽しめるよう、施設の維持管理に努めます。
- 市民にレベルの高い競技スポーツを観戦する機会を提供します。
- 大規模なスポーツ大会や各種イベントが開催できる総合運動公園の整備に向けた取組を推進します。

取組内容

- 各施設の改修、維持管理の実施
- 総合運動公園基本計画の策定
- 総合運動公園基本計画に基づく事業化に向けた取組の推進 など



少年スポーツ大会



重量挙練習場整備

関係計画

- 新居浜市スポーツ推進計画（平成25年度）
- 新居浜市総合運動公園構想（平成28年度）



施策5-4 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実

現況と課題

- ① 本市発展の礎となった別子銅山の歴史や、近代化産業遺産の価値を後世に伝え、市民の誇りとして伝承していく必要があります。

このため、旧端出場水力発電所や住友山田社宅6棟などの産業遺産について、各保存活用計画に基づき整備を進めていますが、所有企業の理解のもと、マイントピア別子等と連携した産業遺産群全体の保存活用方策についても検討する必要があります。

また、旧広瀬邸（国指定重要文化財・名勝）などの産業遺産についても、重要文化財指定後、老朽化が進んでおり、早期に保存活用計画を策定し、耐震工事等に取り組む必要があります。

- ② 別子銅山の近代化に携わった人々の功績や住友の企業精神を多くの方に知ってもらい、後世に伝承していく必要があります。このため、広瀬歴史記念館等において、様々な企画展等を継続的に開催し、市民意識の醸成を図っていく必要があります。

また、全国近代化遺産活用連絡協議会*における会員間のネットワークを活用するとともに、市民団体及び高校生による、他の産業遺産都市との交流、連携を図る必要があります。

また、市民参加型まちづくりファンドとして創設された「あかがね基金*」等を活用し、近代化産業遺産の保存工事等を実施しており、今後も、ふるさと納税制度等を通じ、基金の周知・育成に努める必要があります。

- ③ 多喜浜校区では、地域住民主導で塩田文化の保存・継承に取り組んでいますが、指導者が高齢化しており、今後、多喜浜塩田の歴史を伝える後継者の育成が課題となっています。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
広瀬歴史記念館（展示館・旧広瀬邸）観覧者数	10,282人 (令和元年度)	12,000人 (令和12年度)
別子銅山関係情報発信回数	14,214件 (令和元年度)	20,000件 (令和12年度)
塩田文化に関する学習の参加者の理解度	— (令和元年度)	90% (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 5-4-1 別子銅山近代化産業遺産の保存活用・整備の推進

取組方針

- 旧端出場水力発電所及び住友山田社宅の保存活用計画に基づき、保存整備を図り、産業遺産全体の活用を推進します。
- 旧広瀬邸（重要文化財・名勝）の保存活用計画を策定し、計画に基づく整備を実施します。
- 産業遺産の調査研究を行い、国の登録有形文化財制度の活用を図ります。
- 産業遺産の適切な維持管理・設備改修等を実施します。

取組内容

- 旧端出場水力発電所及び住友山田社宅6棟の保存活用・整備
- 旧広瀬邸の整備の実施 ● 広瀬歴史記念館の設備改修等の実施
- そのほか産業遺産の一体的な活用促進 など



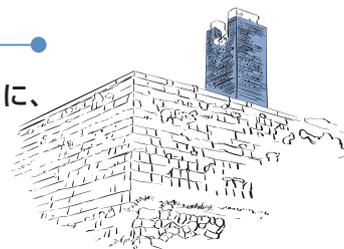
基本計画 5-4-2 別子銅山の歴史の伝承・情報発信

取組方針

- 企画展の開催等により、別子銅山の歴史を広く発信するとともに、各種メディア等の積極的な活用により後世に伝承します。
- 全国近代化遺産活用連絡協議会等のネットワークを活用し、広域での近代化産業遺産に関する情報発信の充実を図ります。
- ふるさと納税制度等を通じ、「あかがね基金」の一層の周知を図ります。

取組内容

- 各種メディア等への取材協力、パンフレット等による情報発信と次世代への伝承
- 企画展等の開催 ● 全国近代化遺産活用連絡協議会会員間の交流促進
- 産業遺産都市との交流促進 ● ふるさと納税制度等を通じた基金の周知 など



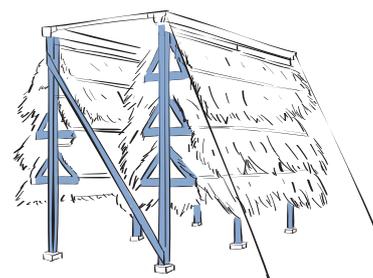
基本計画 5-4-3 多喜浜塩田文化の保存・継承

取組方針

- 多喜浜塩田の歴史を多喜浜校区以外でも周知し、新たな担い手を育成します。

取組内容

- 塩田文化バンク講座*の運営
- 多喜浜のまち全体が塩の博物館事業*の実施 など



広瀬歴史記念館（旧広瀬邸）全景



多喜浜塩田遺産についてのふるさと学習（塩田資料展示室）

関係計画

- 近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画（平成23年度）
- 旧端出場水力発電所保存活用計画（平成28年度）
- 住友山田社宅保存活用計画（令和元年度）
- 旧広瀬氏庭園保存活用計画（仮称）（令和3年度策定予定）
- 旧広瀬家住宅保存活用計画（仮称）（令和3年度策定予定）



施策5-5 人権の尊重

現況と課題

- ① 市民一人ひとりが、人権についての正しい認識を持ち、人権尊重意識を高めるため、校区単位等で様々な啓発事業を実施しているほか、様々な機会に市民が集い、語り合うための場づくりに努めています。
また、市政だよりへの人権啓発に関する特集記事の掲載や、人権に関するリーフレットの作成、配布、CATV^{*}の行政広報番組などによる啓発活動にも努めています。
しかしながら、近年、事業への参加者が固定化するとともに、減少傾向にあるため、来場者アンケートの意見等を参考にしながら、参加者を増やすための方策を検討、実施していく必要があります。また、作成配布するリーフレット等についても、読みやすくわかりやすい誌面づくりに努める必要があります。
- ② 小中学校においては、部落差別をはじめとする様々な人権問題解決のため、正しい認識を深め、全教育活動を通じて、差別を「しない、させない、許さない」児童・生徒を育成するための教育を実践していますが、人権・同和教育に関する学習活動への参加率は低下傾向にあります。
今後においては、より一層、学校、家庭、地域が連携を強化し、それぞれの場所において人権が尊重されるための学びを実施し、児童・生徒だけでなく、保護者への啓発にも積極的に取り組んでいく必要があります。
- ③ 複雑・多様化する様々な人権侵害による被害者の救済を図るためには、気軽に相談できる窓口を設置し、その存在を広くPRするとともに、人権に関わる関係機関との連携体制をより一層強化していく必要があります。
また、人権啓発活動の拠点となる瀬戸会館や大島教育集会所は経年劣化による老朽化が進んでいるため、施設及び設備の計画的な修繕を行うとともに、長期的な視野に立った施設の将来像や複合施設の建設等に関する検討を行う必要があります。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
人権に関する3法の認知度（平均）	46.3% （令和元年度）	70% （令和12年度）
校区別人権・同和教育懇談会参加者数	11,568人 （令和元年度）	12,000人 （令和12年度）
人権相談援助件数 （関係機関への紹介、法律上の助言等）	13件 （令和元年度）	30件 （令和12年度）



課題解決に向けた取組方針

基本計画 5-5-1 社会における人権・同和教育及び啓発の推進

取組方針

- 学習内容や実施方法について、創意工夫を図ります。
- 市民が参加しやすく、親しみが持てる事業の実施に努めます。
- 市政だより特集記事やリーフレット、CATV広報番組は、イラスト等を使用し、人権に関心を持ってもらえる誌面・映像作りに努めます。



取組内容

- お茶の間人権教育懇談会の開催
- ふれ愛フェスタ～ハート FULL 新居浜～の開催
- 校区別人権教育市民講座の開催
- 講演会等の開催（人権のつどい日）
- 人権啓発物の発行、広報番組の作成
- 身元調査お断り運動の推進 など

基本計画 5-5-2 学校における人権・同和教育の推進

取組方針

- 人権が尊重される家庭・地域・職場づくりを推進するため、学びの場を提供します。
- 子どもの学びを通じた啓発活動を行います。
- 教職員の人権感覚を磨き、指導力の向上を図るための研修の充実に努めます。
- 学校運営協議会、県人教新居浜支部、人権擁護委員や関係団体等と連携した事業を推進します。



取組内容

- 校区別人権・同和教育懇談会（基礎研修、学級学年別研修）の実施
- 小中学校人権・同和教育研究大会の実施
- 人権・同和教育教職員研修の充実 など

基本計画 5-5-3 人権擁護体制の充実

取組方針

- 人権侵害による被害者を早期に救済する体制の整備が必要であるため、人権に関わる関係機関との連携・充実に努めます。
- 人権啓発活動の拠点となる施設を適正に維持管理します。
- 瀬戸会館の将来像や複合施設の建設等に関する検討を進めます。



取組内容

- 人権相談体制の充実
- 人権擁護関係機関との連携、協力体制の推進
- 瀬戸会館と大島教育集会所の維持修繕の実施
- 瀬戸会館及び周辺施設の複合化に向けた取組の推進 など



ふれ愛フェスタ～ハート FULL 新居浜～



人権の花運動

関係計画

新居浜市人権施策基本方針（令和2年度改訂）



施策5-6 男女共同参画社会の形成

現況と課題

- ① 男女共同参画に関する意識は毎年のフォーラム・講演会の開催等によりある程度浸透してきているものの、習慣や慣行、世代間での相違等によりまだ十分とはいえない状況です。市民が広く関心と理解を深め、男女共同参画社会の意識の高揚を図っていく必要があります。

誰もが暮らしやすい社会の実現を目指して、女性の活躍やワーク・ライフ・バランス*の推進に努めるとともに、働き方改革の推進に向けても積極的に取り組んでいます。しかし、人材不足などを理由に取組の進んでいない事業所も多く、取り組みやすい環境づくりを進める必要があります。

委員会・審議会等への女性の登用については、政策・方針決定過程への女性参画が重要であることから、さらなる参画率の向上を図る必要があります。

女性総合センターについて、男女共同参画社会づくりの活動と交流の拠点として様々なニーズに対応した取組や安全安心に利用できる施設の計画的な整備が必要です。

- ② 配偶者暴力相談支援センターについては、相談から自立支援まで関係機関と連携した被害者支援を行っており、身近な相談窓口として認知されてきていますが、さらなる周知とDV*防止啓発により暴力を許さない社会づくりに努める必要があります。また、被害者の自立まで総合的に支援を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、相談員の資質向上・養成のための計画的な取組が必要です。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
新居浜市女性活躍等推進事業所認証数	合計12事業所 (平成27年度～令和元年度)	合計50事業所 (平成27年度～令和12年度)
新居浜市配偶者暴力相談支援センター認知度	20.6% (令和元年度)	40% (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画5-6-1 男女共同参画社会の推進

取組方針

- 男女共同参画に関する意識の高揚に向けた講演会やイベント参加への働きかけに努めます。
- 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- 審議会・委員会への女性の参画率の向上に努めます。
- 女性総合センターの利用促進、計画的な施設整備を図ります。

取組内容

- 女性フォーラム・講演会の開催等
- 女性活躍等推進事業所認証
- 審議会等への女性の登用促進
- 女性総合センターの利用促進・整備 など



基本計画5-6-2 DV対策の推進

取組方針

- 身近な相談窓口として配偶者暴力相談支援センターのPRに努めます。
- DVに関する総合的な支援を行うため、関係機関との連携の強化を図ります。
- DV相談員の専門性を高め、相談体制の充実を図ります。

取組内容

- DV相談体制の充実
- DVに関する意識啓発
- DV支援関係機関との連携強化
- DV相談員に関する研修、講座開催 など



ういめんずまつり



DV防止啓発パンフレット

関係計画

第3次新居浜市男女共同参画計画（令和2年度）

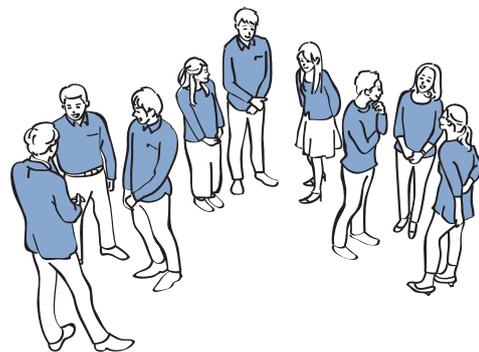


施策5-7 地域コミュニティの充実

現況と課題

- ① 自治会加入率については減少傾向にあり、役員のなり手がいないなど自治会活動に支障が出ていることから、持続可能なコミュニティ組織の運営や人づくりに取り組む必要があります。

また、自治会館、放送設備などのコミュニティ施設の老朽化が進んでおり、自治会員の減少等により財政基盤等が弱まっている中、修繕等に関する財政支援が必要になっています。特に、自治会館については、地域の防災、コミュニティの拠点としての機能充実が求められています。
- ② 地域のまちづくりを推進するため、自治会をはじめ様々な団体が活動していますが、個々の目的に限定され、団体間のネットワークが不足していることから、地域で総合的にまちづくりを推進する組織づくりが求められています。地域の特性を生かしつつ、コミュニティの活性化に向け組織や拠点の在り方を考える必要があります。また、職員が地域の活動を支援する地域支援員制度が発足しましたが、今後は地域と行政の協働による地域コミュニティづくりの推進体制を構築する必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
コミュニティ活性化事業実施数	38事業 (令和元年度)	54事業 (令和12年度)
地域運営組織設立数	0団体 (令和元年度)	18団体 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画5-7-1 地域コミュニティ活動への支援

取組方針

- 自治会の活性化を図るため、必要な財政支援及びソフト面での活動への支援などの充実強化に努めます。
- 地域のコミュニティ活動の拠点及び防災拠点として、自治会施設・設備の整備等に関する支援を行います。
- 地域の各種団体等と連携し、魅力ある地域づくりに向けコミュニティの活性化を図ります。

取組内容

- 自治会加入を促進する取組の推進
- コミュニティ施設等の整備
- 地域コミュニティ活動への支援 など



基本計画5-7-2 地域再生への体制づくり

取組方針

- 地域住民が中心となって地域課題の解決に向けて取り組む地域運営組織の形成に向けた取組を進めます。
- 地域と行政との協働を推進するため、人的、財政支援体制の構築を図ります。

取組内容

- 地域コミュニティを支える組織、拠点づくりの推進
- 地域と行政の協働による地域コミュニティづくりの推進
- 職員のサポート体制の推進 など



地域コミュニティ活動への支援（夏祭り）



地域コミュニティ活動への支援（防災訓練）



現況と課題

- ① 地域の多様な主体が連携、協働し社会全体の公共サービスの質の充実が求められている中、協働のまちづくりを具体的に推進するための体制及び制度の構築に取り組む必要があります。

ボランティア活動への関心が高まる中、様々な世代がまちづくりへの関心を高め、活動に参加したいと思う人が気軽に参加でき、活動を長く続けるための体制づくりを構築する必要があります。

協働のまちづくりに向け、まちづくりを担う人材の育成が求められており、マネジメント力の向上に繋がる人材育成が必要であるとともに、市職員にも協働への意識改革や能力開発が求められています。
- ② 市民のまちづくり活動を継続するために、活動に関する情報の提供や広報の強化などにより、市民の認知度を高める必要があります。また、活動に関する相談機能の充実とともに会議や作業スペース、機器の提供などの支援の充実が求められています。さらに、市民団体等とのネットワーク確立やコーディネート[※]の充実による新たなサービスの創出が期待されています。

社会の多様なニーズに応えるために、協働オフィスやボランティア・市民活動センターなど市民のまちづくりを支援する中間支援組織の機能強化を図り、市民活動団体やNPO間の連携やコーディネートを進める必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
中間支援組織登録数	973団体 (令和元年度)	1,073団体 (令和12年度)
NPO 法人設立数	40団体 (令和元年度)	60団体 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

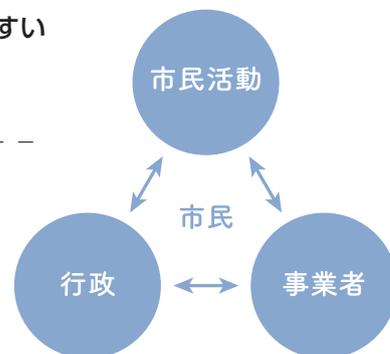
基本計画5-8-1 協働のまちづくりを推進する体制づくり

取組方針

- 協働のまちづくりを進めるための推進体制や制度の整備を進めます。
- ボランティア活動に参加するきっかけづくりや活動しやすい体制づくりに取り組みます。
- 協働のまちづくりを担う人材の育成を図ります。

取組内容

- 市民、企業、行政の協働による地域づくりの推進
- ボランティアに参加しやすい環境づくりの推進
- ボランティアポイント制度の創設
- ボランティアマッチングの推進
- 人材育成のための研修の充実 など



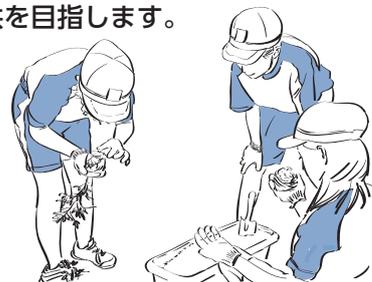
基本計画5-8-2 市民のまちづくり活動への支援

取組方針

- まちづくり協働オフィス*など中間支援組織のコーディネートやマネジメントの強化を図り、市民活動の活性化を進めます。
- 市民活動団体の交流や連携を進め、新たな活動やサービスの創出を図ります。
- 新たな NPO の設立を支援し、多様な公益サービスの提供を目指します。

取組内容

- まちづくり協働オフィス運営の支援、連携
- 中間支援組織の機能強化
- 中間支援組織間のネットワークづくりの推進
- 公共施設愛護事業*の推進
- 花いっぱいのもちづくりの推進 など



市民活動PRイベント



公共施設愛護事業



施策5-9 国際化の推進

現況と課題

- ① 友好都市である中国徳州市との交流をはじめ、外国との都市間交流を積極的に進める必要があります。また、若い世代の国際感覚と国際理解を深めるため、学生や市民と外国との交流を進める必要があります。
- ② 本市に在住する外国人は増加を続けており、多様な言葉と文化を尊重したまちづくりが求められています。そのため、生活に必要な様々なサービスを充実させ、外国人が安心して暮らせる多文化共生^{*}のまちづくりを進める必要があります。

また、外国人を地域で受け入れるために、国際感覚豊かな人材の育成とともに、受入体制の整備や多文化共生社会構築の気運醸成のための各種の事業を展開する必要があります。

製造業や建設業、サービス業などで外国人労働者が年々増加していることから、外国人労働者の雇用動向の把握に努めるとともに、受入企業等と連携して職業相談機能の充実など働きやすい就業環境の整備を進めることが重要になっています。
- ③ 本市に在住する外国人に関する生活支援と地域の国際化を推進する拠点として新居浜市国際交流協会が設立されましたが、今後は協会の活動の充実強化に努めるとともに、国際交流に関する情報の共有、関係機関等との連携を図る必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
国際ボランティア登録者数	0人 (令和元年度)	200人 (令和12年度)
外国人交流事業数	10事業 (令和元年度)	24事業 (令和12年度)
国際交流協会会員数	117人 (令和元年度)	305人 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 5-9-1 国際交流の推進

取組方針

- 友好都市との交流を継続して進めるほか、市民と外国との交流を推進します。
- 国際社会に主体的に対応できる能力や態度などを備えた人材育成を進めます。

取組内容

- 友好都市等との交流
- 民間交流の支援 など



基本計画 5-9-2 多文化共生社会の推進

取組方針

- 日本語学習支援の充実に努めます。
- 外国人生活支援の充実に努めます。
- 国際理解講座などを開催します。
- 外国人の地域社会やボランティアの参画を促進し、住みやすい共生のまちづくりを進めます。

取組内容

- 外国人相談窓口・生活情報提供の充実
- 日本語教師養成、学習支援の充実
- 多文化共生講演会等の開催
- 国際交流ボランティアの育成
- 外国人の地域社会への参画の促進
- 外国人の就労支援 など



基本計画 5-9-3 国際化を進める体制づくり

取組方針

- 新居浜市国際交流協会を中心に地域の国際化の取組を推進する体制づくりを進めます。
- 国際化を推進する企業、団体等と連携し、情報共有、相互協力を図ります。

取組内容

- 国際交流協会の運営支援
- 国際交流員の活用
- 関係機関、関係企業等とのネットワーク構築 など



グローバルパーティー



国際交流協会設立総会

関係計画

新居浜市国際化基本指針（令和2年度）